附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

法務大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び同法第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十三号

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び同法第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び同法第九条第一項の指定ダムを指定する政令（昭和四十九年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九十八号を第九十九号とし、第八十四号から第九十七号までを一号ずつ繰り下げ、第八十三号の次に次の一号を加える。

八十四　木屋川水系木屋川木屋川ダム

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十四号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　西村　康稔

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十五号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（令和三年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び令和四年度」を「から令和五年度まで」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十六号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。